

広島市告示第 553号
令和7年12月18日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

施 術 者	施 術 所		業務の種類	指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地 (出張専業の場合は施術者の住所)		
新宮 優一	はな鍼灸整骨院 安東院	広島市安佐南区安東一丁目1-8	柔道整復	令和7年11月1日